

永谷小学校 いじめ防止基本方針

永谷小学校学校教育目標

学校大好き このまち大好き

みんなかがやく永谷の子

- 心の内側からわき起こる確かな自信を培います。
- 豊かなコミュニケーション力を育てます。

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ」は、表面的事象のみで判断せずに、児童の人間関係をしっかり把握し、日常の中で児童が感じる苦痛に寄り添う視点を大切にする。

② いじめ防止等に向けての基本理念

・学校教育目標

「学校大すぎ このまち大すぎ みんなかがやく永谷の子」

◎ 心の内側からわき起こる確かな自信を培います。

◎ 豊かなコミュニケーション力を育てます。

自分や他人のよさを
認め合う子の育成

・いじめ防止等の対策に関する基本理念（横浜市基本方針 P1～2 より）

互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己実現を目指して、伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。

子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

すべての子どもが健やかに成長していくために、学校は、子どもにとって安心・安全である場ではなければならない。健全な人間関係をはぐくみ、自他の特性を認識し、お互いを認め合うことができる場としての学校であるために、その阻害要因となるいじめを防止していけるよう、保護者、地域、関係機関と共に、学校全体で取り組んでいく。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

管理職、児童支援専任、養護教諭、教務主任、学年主任、を中心として構成する。必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、SSW等）の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・いじめ事案に対して、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。また、重大事態が起こった場合には、直ちに調査を行う。
- ・委員会を常設し、月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに委員会を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・年間計画の作成や「学校いじめ防止対策基本方針」の見直しを行う。

③ 委員会の活動内容

その他 いじめの未然防止や早期発見のため、職員会議や打ち合わせ、場合によっては、ケース会議を定期的に行い情報の共有、対応について共通理解を図る。また、小中一貫の取り組みとして、児童、生徒間の情報の共有を行う。

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対応

① いじめの未然防止

★いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえること

- ・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり
- ・ふれあい（縦割り）活動の推進
- ・代表委員会での話し合い活動等を通じた主体的な取組への支援
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した集団づくり
- ・人権教育、道徳教育の推進

② いじめの早期発見

★いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを認識すること

- ・教職員への研修（いじめの定義理解や基本方針について）の実施
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート（年2回）、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・家庭訪問（年1回）・個人面談（年2回）での情報収集
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

★いじめの疑いがあった段階で直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告すること

- ・組織的な対応の徹底（いじめ防止対策委員会で情報共有、対策方針決定、記録）
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④ いじめの解消

★いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件満たされている必要があること

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

- ・日々の児童の様子や人間関係について、周囲の見守りと支援の継続
- ・いじめ対策委員会における、いじめ解消に向けての情報交換、協議、判断

⑤ 教職員等への研修

- ・児童の心理や行為、行動の背景にある、子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める児童理解研修の推進
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・計画的な要配慮児童の情報交換の実施

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等について、保護者、地域と共有し連携、協働して取り組む。
- ・定期的に地域のパトロールを行い、地区センターや地域商店などとの情報交換や、地区懇談会等を通して、地域の子どもの様子把握する。
- ・児童相談所、警察、少年保護センター等の外部機関と子どもたちの健全育成のために、連携を図っていく。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	いじめ防止対策委員会にて年間計画の確認と引継ぎ 全職員による児童理解研修で「教職員向けいじめ防止マニュアル」を確認。（いじめの定義・基本方針についての共通理解）	入学式、保護者会、学年集会、町内会議等で基本方針説明
5月	家庭訪問実施（家庭での様子などを収集・問題等の共有化） 教育相談 YPアセスメントの実施①	家庭訪問・学校説明会 学校運営協議会
6月	新体力テスト実施（一人一人の身体や運動の状況を観察及び心の健康を把握）小中ブロック協議会 生活アンケート実施	学・家・地連（基本方針説明） まちとともに歩む学校づくり懇話会
7月	三者面談実施（家庭での様子などを収集・問題等の共有化） 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	三者面談
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	夏休み明けの児童の様子についての情報共有	
10月	前期・学習、生活振り返りの実施	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②）	子ども会議取組発表
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 個人面談の実施（家庭での様子、問題の共有） いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施）	個人面談
1月	冬休み明けの児童の様子について情報共有 YPアセスメントの実施②	
2月	地域と学校の現状について説明・情報の共有 小中ブロック協議会	まちとともに歩む学校づくり懇話会
3月	学校報告会にて現状の説明・情報の共有 年間の振り返り、新年度への引継ぎ	学校報告会
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

(4) 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、調査を実施し、調査結果を速やかに報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。